

議案第80号

さいたま市ホームヘルプサービス手数料条例を廃止する条例の制定について
さいたま市ホームヘルプサービス手数料条例を廃止する条例を次のように定める。

平成25年6月12日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市ホームヘルプサービス手数料条例を廃止する条例

さいたま市ホームヘルプサービス手数料条例（平成15年さいたま市条例第26号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 平成25年3月31日以前のホームヘルプサービス事業の利用に係る手数料については、なお従前の例による。